
施策等に関する検討について

川崎市環境局

基本理念案

地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして

基本方針案

- 全ての主体と協働した脱炭素化・循環経済への移行などにより、限りなくごみをつくらない社会を実現します
- 市民・事業者・行政の協働により一層の環境配慮行動を促進し、更なる3Rを推進します
- 社会状況の変化等に的確に対応し、安全・安心で健康に暮らせる快適な生活環境を守ります

基本施策イメージ

I 循環経済への移行による循環型社会に向けた取組

- I (1) エネルギー資源の効果的な活用
- I (2) 資源循環・循環経済産業の創出・育成・支援
- I (3) 蓄積された環境技術等を活かした取組
- I (4) 市民・事業者の行動変容の推進

II 「環境市民」をめざした取組

- II (1) 環境教育・環境学習の推進
- II (2) 情報共有の推進
- II (3) 市民参加の促進
- II (4) まちの美化推進

III ごみの減量化・資源化に向けた取組（プラスチック・生ごみ・食品ロス等）

- III (1) 家庭系ごみの減量化・資源化
- III (2) 事業系ごみの減量化・資源化
- III (3) 産業廃棄物の減量化・資源化
- III (4) 市の率先したごみの減量化・資源化

IV 廃棄物処理体制の確立に向けた取組

- IV (1) 災害等を含めた安全・安心な処理体制の確立
- IV (2) 持続可能な廃棄物処理施設整備の推進
- IV (3) 効果的・効率的な処理体制の構築
- IV (4) 環境に配慮した処理体制の構築

V 健康的で快適な生活環境づくりの取組

- V (1) 市民ニーズに対応した取組の推進
- V (2) 不適正排出対策等の取組
- V (3) 生活排水の適正な処理
- V (4) 産業廃棄物の適正処理の促進

施策体系について

2050年 に向けた 基本理念

2037年 に向けた 3つの 基本方針

5つの基本施策

I 循環経済への移行による
循環型社会の構築

II 「環境市民」をめざした
取組

III ごみの減量化・資源化の
促進（プラスチック・
生ごみ・食品ロス等）

IV 安全・安心な処理体制の
構築

V 健康的で快適な生活環境
づくりの促進

20の施策

I (1) 資源循環・循環経済産業の創出・育成・支援
I (2) エネルギー資源の効果的な活用
I (3) 蓄積された環境技術等を活かした取組
I (4) 市民・事業者の行動変容の推進

II (1) 情報発信の充実
II (2) 環境教育・環境学習の推進
II (3) 市民参加の促進
II (4) まちの美化推進

III (1) 家庭系ごみの減量化・資源化
III (2) 事業系ごみの減量化・資源化
III (3) 産業廃棄物の減量化・資源化
III (4) 市の率先したごみの減量化・資源化

IV (1) 災害対応を含む安全・安心な処理体制の確立
IV (2) 持続可能な廃棄物処理施設整備の推進
IV (3) 効果的・効率的な処理体制の構築
IV (4) 環境に配慮した処理体制の構築

V (1) 市民ニーズに対応した取組の推進
V (2) 不適正排出対策等の取組
V (3) 生活排水の適正な処理
V (4) 産業廃棄物の適正処理の促進

事業（行動計画）

施策に基づく
事業をまとめたもの

※環境審議会からの
答申を受け、市が作成

施策体系について

基本施策Ⅰ 循環経済への移行による循環型社会の構築

○ 基本施策Ⅰの考え方について

- ・廃棄物分野で持続可能な社会を目指すためには、資源循環に加え、**脱炭素化・循環経済への移行**の取り組みが必要
- ・リデュースやリユースによるごみ発生抑制とリサイクルによる再資源化を促進しつつ、やむを得ず焼却せざるを得ないごみについては、熱回収を徹底し、**エネルギーの有効活用**によって温室効果ガスの削減に貢献
- ・循環経済への移行に向け、**市民・事業者との取組連携**を進め、プラスチックを始めとする資源循環をさらに進め、ごみ焼却削減の推進を目指す

(重点的に進める必要がある事業案)

- ・製造事業者・設計者・アドバイザーなどのステイクホルダーとの環を構築し、プラスチックを始めとする水平リサイクルを推進
- ・CEコマース※事業者との連携、製造や小売等の事業者による自主回収・拠点回収への誘導促進
(衣類・粗大・小物金属・プラスチック・リチウムイオン電池など)

※CEコマース：製品の長期的・効率的利用につながるリユース、リペア、リース、シェアリングエコノミーなどのビジネスモデル

基本施策Ⅰ 循環経済への移行による循環型社会の構築

○ 施策毎の主な事業例

（１）資源循環・循環経済産業の創出・育成・支援

- ・「かわさきプラスチック循環プロジェクト」など、事業者等と連携した様々な資源循環の取組の推進

（２）エネルギー資源の効果的な活用

- ・廃棄物処理施設の建設に合わせた高効率な熱回収設備の導入検討及び余熱利用市民施設の建設
- ・廃棄物発電の地域内循環の促進

（３）蓄積された環境技術等を活かした取組

- ・川崎CNブランド※（CN:カーボンニュートラル）の認定及び普及促進

※原材料調達から廃棄までのライフサイクル全体でCO₂を削減するとともに、カーボンニュートラルの実現に向け、市民・事業者を始めとした社会全体への波及効果がある川崎発の製品・技術、サービスの認定を行う制度

（４）市民・事業者の行動変容の推進

- ・脱炭素モデル地区「脱炭素アクションみぞのくち」等を活用した取組の推進

基本施策Ⅱ 「環境市民」をめざした取組

○ 基本施策Ⅱの考え方について

- ・ **市民・事業者・行政が協働連携**することにより、行動変容を促し、**地球にやさしい暮らしを实践**
- ・ ICTを活用した効果的な環境教育・学習機会を提供するとともに、ナッジ理論等を活用した広報等を行うことにより行動変容を促し、**地球環境に配慮した生活を送る「環境市民」**を目指す

（重点的に進める必要がある事業案）

- ・ まち美化の充実に向けた市内各団体・地域で実施されている活動のネットワーク化・見える化を推進

基本施策Ⅱ 「環境市民」をめざした取組

○ 施策毎の主な事業例

(1) 情報発信の充実

- ・ターゲットやニーズに応じたSNS、ごみ分別アプリ等の多様な媒体を活用した効果的な情報発信

(2) 環境教育・環境学習の推進

- ・ICTを活用したコンテンツ作成、幼児・低年齢層から若年層・高齢者・外国人など、多様な市民への普及啓発

(3) 市民参加の促進

- ・廃棄物減量指導員等との連携強化、地域環境リーダーの育成等

(4) まちの美化推進

- ・市内各団体・地域で実施されている「まち美化」活動のネットワーク化・見える化

基本施策Ⅲ ごみの減量化・資源化の促進（プラスチック・生ごみ・食品ロス等）

○ 基本施策Ⅲの考え方について

- ・ ごみの減量化・資源化のため、市民・事業者・行政が協力し、**リデュース・リユースに重点**を置いた取組を進めるとともに、リサイクルの習慣化を目指す
- ・ 脱炭素の視点からも重点的に取り組む必要がある**プラスチック対策**、焼却量全体の1/4を占める生ごみ対策、国内外で課題となっている**食品ロス対策の強化**等を目指す

（重点的に進める必要がある事業案）

- ・ プラスチック資源一括回収の市内全域拡大及び資源物の分別率向上に向けた対策強化
- ・ 食品リサイクルルートへの誘導、小売事業者・製造事業者との連携強化

基本施策Ⅲ ごみの減量化・資源化の促進（プラスチック・生ごみ・食品ロス等）

○ 施策毎の主な事業例

（１）家庭系ごみの減量化・資源化

- ・ プラ製容器包装とプラ製品を一括回収してリサイクルする取組を2026年度から全市拡大
- ・ 資源物の分別率向上に向けた広報、官民連携のリユーススポットの取組

（２）事業系ごみの減量化・資源化

- ・ 多量、準多量排出事業者への減量化・資源化に係る取組事例等の広報、指導・助言の実施
- ・ 古紙類、剪定枝、食品廃棄物等の資源物のリサイクルルートへの誘導

（３）産業廃棄物の減量化・資源化

- ・ 自主管理事業の推進、排出事業者・処理業者への指導・助言の実施

（４）市の率先したごみの減量化・資源化

- ・ 市庁舎等や市が実施するイベントから排出されるごみの発生抑制・リサイクルの推進、グリーン購入の促進

基本施策Ⅳ 安全・安心な処理体制の構築

○ 基本施策Ⅳの考え方について

- ・ごみを適正に処理するとともに、市民生活のライフラインとして、**災害時も含めた収集・処理体制の安定的な運営**を目指す
- ・2050年のカーボンニュートラルに向けて、**収集処理体制の脱炭素化を図るとともにDX化※**を目指す

(重点的に進める必要がある事業案)

- ・収集体制のDX化による効率化、ごみ収集車におけるバイオ燃料、EV実証による脱炭素化
- ・処理体制のDX化による効率化、廃棄物焼却施設におけるCCUS実証検討による脱炭素化

※DX：デジタル・トランスフォーメーションの略
デジタル技術とデータを活用した市民サービス向上と業務改革のこと

基本施策Ⅳ 安全・安心な処理体制の構築

○ 施策毎の主な事業例

（１）災害対応を含む安全・安心な処理体制の確立

- ・ 安定稼働に向けて、計画的かつ適切な補修・整備を実施し、施設の長寿命化を実施
- ・ 災害に備え、国や県、近隣自治体、関係事業者等と情報交換を行うなど広域的な連携を促進

（２）持続可能な廃棄物処理施設整備の推進

- ・ 2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、事業者等と連携した焼却由来のCO₂回収等の取組の推進
- ・ 適正処理及び施設の安定稼働に向けた施設整備の推進、デジタル技術導入の検討

（３）効果的・効率的な処理体制の構築

- ・ 事業者等に対する効果的な経済的手法について、社会状況や他都市状況に注視し調査・研究

（４）環境に配慮した処理体制の構築

- ・ 収集車のEVやバイオ燃料の実証、廃棄物鉄道輸送や中継輸送を活用した環境負荷の低減
デジタル技術導入の検討

基本施策Ⅴ 健康的で快適な生活環境づくりの促進

○ 基本施策Ⅴの考え方について

- ・生活環境の保全と公衆衛生の向上に努め、**安全で安心な生活環境づくり**を推進
- ・超高齢社会やテレワーク、共働き世帯増加等、**社会状況の変化に伴う市民ニーズの多様化**に対し、市民・事業者・行政が連携協働して的確に対応
- ・生活排水は、適正な処理を実施するとともに、**災害時も含めた安全・安心な収集処理**の実施を目指す

（重点的に進める必要がある事業案）

- ・超高齢社会※を見据えたふれあい収集や一時多量ごみ制度等の充実・強化

※超高齢社会：65歳以上の人口が総人口に占める割合が21パーセント超の社会のこと
なお、2024年10月時点で川崎市は20.6%

基本施策Ⅴ 健康的で快適な生活環境づくりの促進

○ 施策毎の主な事業例

(1) 市民ニーズに対応した取組の推進

- ・ 遺品整理・引越等の一時多量ごみの適正処理
- ・ 見守りサービスと連携した高齢者や障害者を対象とするふれあい収集の実施

(2) 不適正排出対策等の取組

- ・ 資源物等の持ち去り禁止に係る早朝パトロール等の対策強化

(3) 生活排水の適正な処理

- ・ 汲み取りトイレ及び浄化槽等に係るし尿及び浄化槽等汚泥の適正処理
- ・ 災害時における迅速なし尿収集の実施に向けた対策強化

(4) 産業廃棄物の適正処理の促進

- ・ 廃棄物処理法や各種リサイクル法に基づく、適正処理の指導・助言の実施